

沖縄こどもの国新カバ舎整備基本計画策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

沖縄こどもの国は、動物園を中心としながら、ワンダーミュージアム等も含めて日本一ユニークな施設の実現を目指し、動物舎などのハード整備を行うとともに、施設区域の拡張や夜間開園に向けた取り組みを行っている。

本業務は、老朽化したカバ舎の新築に向けた基本計画を策定することを目的とする。

(2) 業務名称：沖縄こどもの国新カバ舎整備基本計画策定業務委託

(3) 業務内容：別添「概要仕様書」に基づく

(4) 業務期間：着手日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限額：15,524,000円（消費税含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 各種法人税等の滞納がないこと。

(4) 過去に元請としての同種業務実績を有すること。

※同種業務とは、平成27年度以降に完了したもので、動物園、博物館、水族館、もしくは集客施設（その他類似施設等）の計画策定又は設計業務を元請（JVの場合は代表者として元請）で受注した実績とする。

3. 日程

(1) 公募開始及び実施要領配布：令和7年6月13日（金）～

(2) 質問書の締め切り：6月27日（金）正午まで

(3) 質問書に対する回答：7月1日（火）※予定

(4) 提案書類の締め切り：7月15日（火）正午まで

(5) 第1次審査（書類審査）：7月16日（水）

(6) 第1次審査結果通知：7月17日（木）※予定

(7) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）7月22日（火）※予定

(8) 最終結果通知：7月23日（水）以降

(9) 契約締結予定：8月上旬※予定

#### 4. 参加申請書及び企画提案書・提出部数

##### (1) 参加申請書類等 原本1部、副本1部

ア 参加申請書 (様式第1号)

イ 会社概要 (様式第2号)

ウ 業務実績 (様式第3号)

※受託業務の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること

エ 担当技術者の資格等 (様式第4号)

※保有資格を証明する資格証等を添付すること。

オ 管理技術者の資格・実績等 (様式第5号)

※保有資格を証明する資格証等を添付すること。

カ 業務参考見積 (A4用紙、書式自由)

キ 国税納税証明書 (様式その3の3)

ク 滞納のない証明書等

※所在の市区町村、企業体で応募の場合は構成員すべて提出

##### (2) 企画提案書 (任意様式) 原本1部、副本9部 ※A3用紙、10ページ程度。

・ 下記のテーマについて、提案内容をまとめること。

・ 提案にあたっては「1 1. 参考資料」に示した既存計画等を踏まえることとするが、効果的な内容であれば、独自の提案を妨げない。

ア 業務工程表及び業務実施体制表

イ 施設整備コンセプト

ウ 業務概要仕様書の業務内容に沿った具体的な実施内容

エ 新カバ舎配置図 (別紙「沖縄こどもの国敷地図」を用いて図示すること)

オ その他本業務に関する提案

#### 5. 参加申請書及び企画提案書の提出方法

##### (1) 提出方法： 持参又は郵送 (提出期限内必着)

ア 提出先： 沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室 担当 玉城

所在地： 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

電話番号： 098-939-1212 (内線2435)

イ 受付期間： 6月13日 (金) ~7月15日 (火) 正午まで

#### 6. 質問書の受付及び回答

##### (1) 提出期限： 6月27日 (金) 正午まで

##### (2) 提出方法： 質問書 (様式第6号) に内容を簡潔にまとめ電子メールで提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

##### (3) 回答日： 7月1日 (火) ※予定

##### (4) 回答方法： 市公式ホームページに掲載

※類似する質問に関してはまとめて回答する場合もある。

##### (5) 提出先アドレス： b27project@city.okinawa.lg.jp

## 7. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

### (1) 第1次審査（書類審査）

提出された提案書類を下記（4）に示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、応募者多数の場合は、上位3者程度を選考するものとし、選考結果を書面によって通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査を実施する旨通知する。

### (2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者により、必要に応じて、企画提案についてヒアリング等を行い、下記（4）で示す審査基準に基づいて評価委員会で審査し、最も優れている提案者を選定する。

※第2次審査参加者は、業務に携わる管理技術者及び担当技術者とする。

### (3) 審査結果の通知

#### ①第1次審査

審査結果及びヒアリング等（プレゼンテーションの実施）の実施について、書面により通知する。

#### ②第2次審査

審査結果（選考結果）を書面により通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査・評価を実施する。その場合は、一定水準（合計点数が満点の60%以上）の評価に達しない場合は、契約候補者として選定しない。

### (4) 判定及び契約候補者の選定

判定は、評価委員会において審査する第2次審査の評価点により行い、評価点が高かつとも高い提案者（以下、「最優秀提案者」という。）を契約候補者として選定する。

なお、最優秀提案者が複数いる場合は、評価委員会において協議して選定するものとする。

## (5) 審査基準及び配点

選定に係る審査基準等は次のとおりとする。

### ①1次審査

評価項目	評価事項	配点
基本事項（企業）	企業信頼度（資本金）	4
	企業信頼度（経営年数）	4
	業務実績（同種・類似業務）	4
管理技術者の実績等	管理技術者の資格（一級建築士など）	6
	管理技術者の経験年数	6
	管理技術者の業務実績 （同種・類似業務、過去10年間）	6

### ②2次審査

評価項目	評価事項	配点
整備コンセプト	新たな動物展示の目玉となる魅力的な整備コンセプトの提案がなされているか。	15
園内配置	来園者動線等を勘案した、効果的な提案となっているか。	10
動物展示の工夫	沖縄こどもの国の基本理念等を実現し、収容動物をより魅力的に展示する手法の提案となっているか。	15
安全性及び快適性	来園者が動物を安全かつ快適に観覧できる提案となっているか。	15
飼育環境の工夫	日常的な飼育管理の安全管理や効率化、動物の福祉環境等に配慮された提案となっているか。	15
維持管理システム	耐久性やランニングコスト（光熱費、機器類、消耗品の交換等）の低減など、総合的な維持管理システムが提案されているか。	10
景観への配慮	動物舎自体の美観や周辺環境へ配慮など、園全体の景観形成上に効果的な提案となっているか。	10
その他提案事項	その他に効果的・効率的な提案がなされているか。	10

## 8. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (6) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

## 9. 契約に関する事項

### (1) 業務委託契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。

ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

- ①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ②候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

### (2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る予定価格の範囲内とする。

### (3) 業務委託契約内容及び実施条件

- ①本業務の委託契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ②業務実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

## 10. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

## 11. 参考資料（既存計画等）

本業務の参考資料として、市ホームページに沖縄こどもの国施設整備基本計画、沖縄こどもの国施設整備計画マスタープラン、沖縄こどもの国ソフト関連実施計画（VI・サイン計画）デザインガイドラインを掲載する。